

2 福保高介第 6 9 号  
2 福保高施第 9 7 号  
令和 2 年 4 月 9 日

各介護サービス事業所・施設管理者 様

東京都福祉保健局高齢社会対策部長  
村田 由佳  
(公印省略)  
東京都福祉保健局高齢者施策推進担当部長  
保家 力  
(公印省略)

緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について

日頃から、東京都の高齢者福祉施策にご理解とご協力をいただき有難うございます。

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が東京都他 6 府県に対して発せられました。これを受けて、都内の介護サービス事業所・施設におきましては、下記のとおり対応くださいますようお願いいたします。

記

1 サービスの継続について

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、適切な感染防止対策を前提として、利用者やご家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供されるようお願いいたします。

2 さらに感染拡大した場合等の対応

今後、新型コロナウイルス感染症がさらに感染拡大した場合等においては、公衆衛生対策の観点から、通所又は短期間の入所により利用されるサービスを提供する施設に対し、期間を定めて使用制限（使用停止、休業、規模縮小等）を要請することがあり得ます。

その際は、保健所等と協議の上、必要最小限の地域及びサービスといたします。

なお、上記以外の入所施設や訪問系サービスについては、使用制限の要請の対象となっておりませんので、衛生管理などを行った上で、事業継続に努めるようお願いいたします。

3 御留意いただく事項

休業する場合は、利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所等と連携して、適切な代替サービスの提供を確保してください。また、休業する際は、東京都担当まで御一報をお願いします。

(担当)

東京都福祉保健局高齢社会対策部

(居宅サービス)

介護保険課 介護事業者担当 電話 03-5320-4274

(特養、老健、介護医療院、軽費、養護)

施設支援課 施設運営担当 電話 03-5320-4264

(有料老人ホーム)

同 有料老人ホーム担当 電話 03-5320-4296

(サービス付き高齢者向け住宅)

在宅支援課 高齢者住宅担当 電話 03-5320-4273